

4 高林政第 190 号
令和 4 年 8 月 4 日

森林環境保全基金運営委員 各位

高知県林業振興・環境部
林業環境政策課長

高知県森林環境税にかかる県民世論調査及び企業アンケート調査の実施について

森林環境保全基金運営委員会において、8月の実施予定でご案内しておりました森林環境税にかかる県民世論調査及び企業アンケート調査につきまして、下記のとおり実施することとなりました。

県民世論調査、企業アンケート調査では、あらかじめ令和5年度以降の森林環境税の活用の考え方を「主に**県が広域的に実施する森林環境保全のための事業**（小中学校などで取り組む森林環境学習や森林ボランティア等の活動への支援、県内各地で被害が発生しているシカ被害対策など、市町村を越えて実施するもの）に使用します。」とお示したうえで、県民の皆さまにご意見やお考えをお聞きいたします。

なお、これまで森林環境税を活用してきた森林整備に関する事業につきましては、現在、市町村の森林環境譲与税を活用して実施することが可能かを各市町村に確認をしております。

これらのことについては、第2回委員会において、改めて報告させていただきますのでよろしく願いいたします。

記

1 県民世論調査

県広報広聴課が毎年実施する調査

対象：県民 3,000 人

設問数：森林環境税に関する設問 5 問

（森林環境税含め全 11 テーマ、71 設問（予定））

内容等：別紙 1 のとおり

調査期間：8月19日（金）調査票発送～9月13日（火）予定

対象者に郵送で調査票を送付、回答は、紙での返送またはオンライン回答

結果速報：9月末

2 企業アンケート

県林業環境政策課が実施する森林環境税に関する単独のアンケート

対象：県内企業 2,000 社

設問数：12 問（自由記述欄を含む）

内容等：別紙 2 のとおり

調査期間：8 月 8 日（月）調査票発送～9 月 13 日（火）予定

対象者に郵送で調査票を送付、回答は、紙での返送またはオンライン回答

結果速報：9 月末

(担当)

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 上野

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号

TEL：088-821-4586 FAX：088-821-4576

Email: yasuhiko_ueno@ken3.pref.kochi.lg.jp

令和4年度 高知県 県民世論調査 調査票

最初に、あなたご自身のことについてお尋ねします。

以下のQ. 1からQ. 10までは、本調査でいただいた回答が性別によってどう違うか、年代別にはどういう違いが見られるか、などといった分析をするうえで必要な質問です。ご協力をお願いします。

Q. 1 性別（1つだけ○印）

- 1 男性 2 女性 3 その他

Q. 2 年代（1つだけ○印）

- 1 10歳代 2 20歳代 3 30歳代
4 40歳代 5 50歳代 6 60歳代
7 70歳以上

Q. 3 職業（従事する時間が長いものに1つだけ○印）

- 1 農林業 }
2 漁業 } (主婦・主夫の場合は、家庭内の仕事と田畑、漁業に出る時間と比較して多い方を選択)
3 商工サービス業自営 (商店や工場などを自分でやっている人、家族従業者を含む)
4 事務職 (勤め人や公務員で主に事務系の仕事の人、課長以上を除く)
5 技術職 (主に技術系の仕事の人、看護師、保育士、教員など、課長以上を除く)
6 労務職 (現場従業者、工員、運転手、店員、日雇い、大工など)
7 管理職 (勤め人・公務員で課長以上の場合、校長・教頭など)
8 自由業 (医師、弁護士、画家、僧侶など)
9 主婦・主夫 (家庭内の仕事が一日で最も多い場合)
10 学生 (高校、短大、大学、その他の学校在学中)
11 無職 (年金などで生活しているか、自分の収入がなく、または働いていない場合)
12 その他 (上のいずれにも属さないもの)

Q. 4 あなたの属性（1つだけ○印）

- 1 世帯主 2 世帯主ではない (世帯員)

Q. 5 婚姻状況（1つだけ○印）

- 1 未婚 2 既婚 3 その他 (離別、死別を含む)

Q. 6 子どもの状況（同居・別居に関わらずお答えください。）
（当てはまるものに1つだけ○印）

- 1 就学前の子どもがいる
- 2 小・中学生の子どもがいる
- 3 高校生の子がいる
- 4 大学生、専門学校生等の子どもがいる
- 5 子どもは成人している（「3～4」を除く）
- 6 その他
- 7 子どもはいない

Q. 7 世帯の年間収入（税込み）（1つだけ○印）

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 0～100万円未満 | 2 100～200万円未満 |
| 3 200～300万円未満 | 4 300～400万円未満 |
| 5 400～600万円未満 | 6 600～800万円未満 |
| 7 800～1,000万円未満 | 8 1,000万円以上 |

Q. 8 お住まいの状況（1つだけ○印）

- | | |
|------|------|
| 1 持家 | 2 借家 |
|------|------|

Q. 9 お住まいの場所（広域市町村圏）（1つだけ○印）

- 1 高知市
- 2 安芸広域圏……………室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
- 3 南国・香美広域圏…南国市、香南市、香美市
- 4 嶺北広域圏……………本山町、大豊町、土佐町、大川村
- 5 仁淀川広域圏……………土佐市、いの町、日高村
- 6 高吾北広域圏……………佐川町、越知町、仁淀川町
- 7 高幡広域圏……………須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
- 8 幡多広域圏……………宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

Q. 10 お住まいの地域（沿岸部・非沿岸部）（1つだけ○印）

- | | |
|-------|--------|
| 1 沿岸部 | 2 非沿岸部 |
|-------|--------|

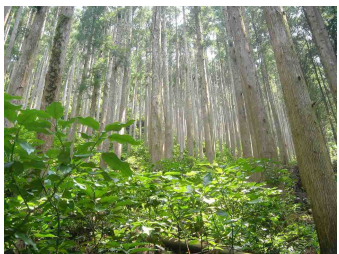



※ お住まいの地域が沿岸部かどうかの判断に迷う場合は、海（海岸、岸壁、港、湾、河口付近）から直線距離で約5km（または車で約10分）を目安にしてください。

9. 森林環境税について



県では、県民みんなで森林環境を保全していくため、平成15年度から森林環境税として、県民と企業の皆様に年間500円のご負担をいただいています。

森林環境税の第4期（H30～R4）の主な成果 ※R4年度は見込み

間伐等の森林整備	森林を守るためのシカ捕獲	普及啓発
 <p>間伐後の森林</p>	 <p>シカの捕獲わな</p> 	 <p>情報誌「もりりん」</p>
5,765 ha (※)	10,102 頭 (※)	83,000 部×2回/年

また、令和元年度からは、森林整備を進めるため、国からの森林環境譲与税が市町村と県に配分されています。

この譲与税では、**県の森林環境税では実施できなかった「経営管理が行われていない森林」**の整備が進められています。

令和5年度からの考え方

高知県が全国に先駆けて創設した森林環境税（県税）は、他の自治体でも導入が進み、37府県で森林環境の保全等を目的に独自課税が行われています。

一方、令和元年からは森林環境譲与税（国税）もスタートし、森林整備がさらに進んでいます。森林環境税（県税）とは目的や用途が異なるため、他府県では独自課税を継続しています。高知県でも、これまで森林環境税（県税）で実施してきた事業が滞ることがないように、他府県と同様に独自課税を継続する方向で考えています。

●森林環境税（県税）

主に**県が広域的に実施する森林環境保全のための事業**（小中学校などで取り組む森林環境学習や森林ボランティア等の活動への支援、県内各地で被害が発生しているシカ被害対策など、市町村を越えて実施するもの）に使用します。

●森林環境譲与税（国税）

【県の森林環境譲与税（国→県）】

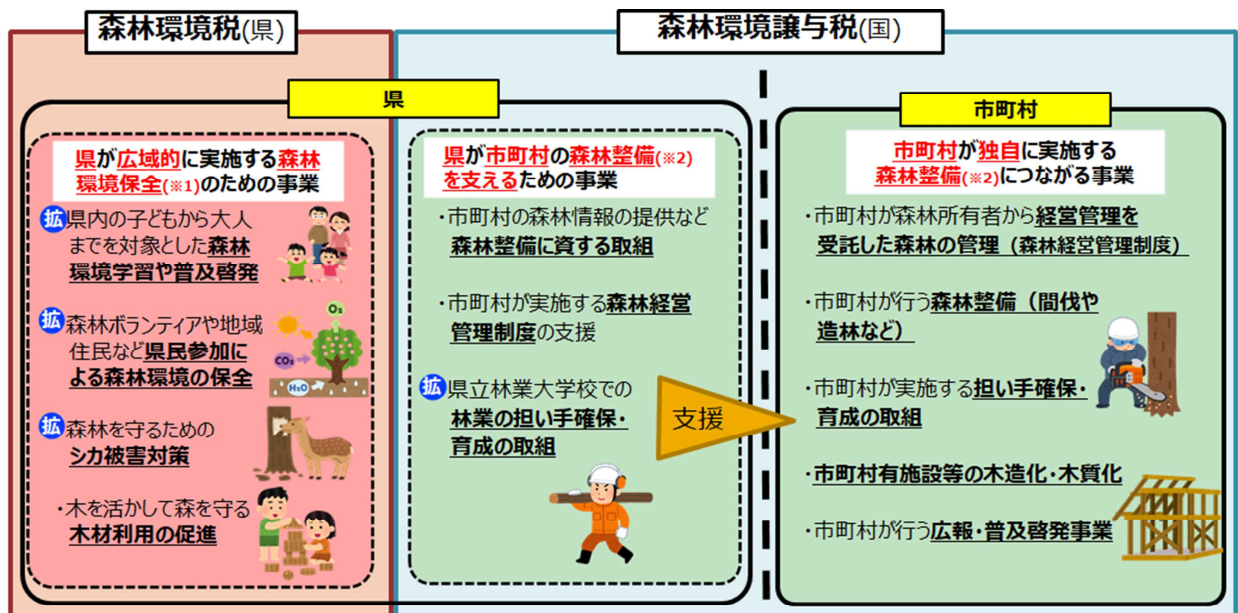
主に**市町村の森林整備を側面支援する事業**（間伐等の森林整備を加速するための森林情報の提供、担い手育成、伐採後の植林を進める仕組みづくりなど）に使用します。

【市町村の森林環境譲与税（国→市町村）】

各市町村の判断により幅広く活用可能ですが、大部分は間伐などの森林整備に使用されており、今後も増加する見込みです。

○県の森林環境税と国からの森林環境譲与税について、令和5年度からの考え方を整理すると図1になります。それぞれの税をフル活用して、森林保全・整備の取り組みを進めます。

（図1）



県では、森林環境保全(※1)と森林整備(※2)を次のとおり区分しています。

- (※1) 森林環境保全は、森林の有する公益的機能（水源かん養、国土保全など）の低下を予防するための取組を行うこと。
- (※2) 森林整備は、森林資源を充実させることを主な目的として行う間伐や植林などの森林施業。

こうした状況を踏まえ、これまで県民の皆さまにご負担いただいている森林環境税に関して、県民の皆さまのご意見をもとに、今後のあり方を考えていくこととしています。

設問への回答により、ご意見をお聞かせください。

問 37 森林は本来、土壤に水を蓄え、山の崩壊を防止し、二酸化炭素を吸収して地球温暖化の防止に役立つなどの「公益的機能」を持っていますが、近年、森林の手入れが行き届かないことにより、これらの機能の低下を招いています。森林が持つ働きについて、こうした状況を知っていますか。（1つだけ○印）

- 1 よく知っていた
- 2 だいたい知っていた
- 3 あまり知らなかった
- 4 全く知らなかった



問 38 あなたは、県の森林環境税や国の森林環境譲与税について知っていましたか。
(1つだけ○印)

- 1 どちらも知っていた
- 2 県の森林環境税のみ知っていた
- 3 国の森林環境譲与税のみ知っていた
- 4 どちらも知らなかった (このアンケートではじめて知った)

問 39 県の森林環境税は、1人(または1法人)あたり500円を徴収しており、その税収は年間約1.7億円です。県ではこれを財源として、第4期(平成30年度～令和4年度)に、森林の公益的機能を高めるための間伐等5,765ha(東京ドーム1,233個分)、森林被害を防ぐためのシカ捕獲10,102頭、小中学校での森林環境学習への参加49,000人超などの効果が出てきています。

このような森林環境税の使い道をご存じでしたか。(1つだけ○印)

※効果を現す数値は、令和4年度の計画数量を含む。

- 1 知っていた
- 2 何となく知っていたが、詳細は知らなかった
- 3 知らない

問 40 県では、森林・林業に関わる様々な課題に対応するためには、県の森林環境税と国の森林環境譲与税との使い道を(図1)のように整理し、2つの税を最大限活用することが必要と考えております。

令和5年度以降も県の森林環境税を継続(5年間)することについて、どのように考えますか。(1つだけ○印)

- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対
- 5 別の考えがある()

問 41 森林の保全や整備のため、取り組むべき又は充実すべきだと考える事業はどれですか。(当てはまるものすべてに○印)

- 1 間伐などによる森林整備への支援
- 2 地域住民等の組織による里山林の保全や利活用等の取組への支援
- 3 シカによる被害から森林環境を守る対策への支援
- 4 森林保全ボランティア団体などの活動への支援
- 5 将来を担う子どもたちを対象とした森林環境学習などへの支援
- 6 公共的な施設などへの木材利用の推進への支援
- 7 森づくりへの理解と参加を促す広報や情報発信
- 8 その他 ()



現在、回答期間中のため、
オンライン回答用のURL、QR
コードを黒塗してあります

森林環境税企業アンケート調査票

右記 QR コードや URL から
スマホ・パソコンでの
回答も可能です

県では、県民みんなで森林環境を保全していくため、平成 15 年度から森林環境税として、県民と企業の皆様に年間 500 円のご負担をいただいています。

森林環境税の第 4 期（H30～R4）の主な成果 ※R4 年度は見込み

間伐等の森林整備	森林を守るためのシカ捕獲	普及啓発
 間伐後の森林	 シカの捕獲わな 	 情報誌「もりりん」
5,765 ha (※)	10,102 頭 (※)	83,000 部×2 回/年

また、令和元年度からは、森林整備を進めるため、国からの森林環境譲与税が市町村と県に配分されています。

この譲与税では、県の森林環境税では実施できなかった「経営管理が行われていない森林」の整備が進められています。

令和 5 年度からの考え方

高知県が全国に先駆けて創設した森林環境税（県税）は、他の自治体でも導入が進み、37 府県で森林環境の保全等を目的に独自課税が行われています。

一方、令和元年からは森林環境譲与税（国税）もスタートし、森林整備がさらに進んでいますが、森林環境税（県税）とは目的や用途が異なるため、他府県では独自課税を継続しています。高知県でも、これまで森林環境税（県税）で実施してきた事業が滞ることがないように、他府県と同様に独自課税を継続する方向で考えています。

● 森林環境税（県税）

主に県が広域的に実施する森林環境保全のための事業（小中学校など

で取り組む森林環境学習や森林ボランティア等の活動への支援、県内各地で被害が発生しているシカ被害対策など、市町村を越えて実施するもの)に使用します。

● 森林環境譲与税 (国税)

【県の森林環境譲与税 (国→県)】

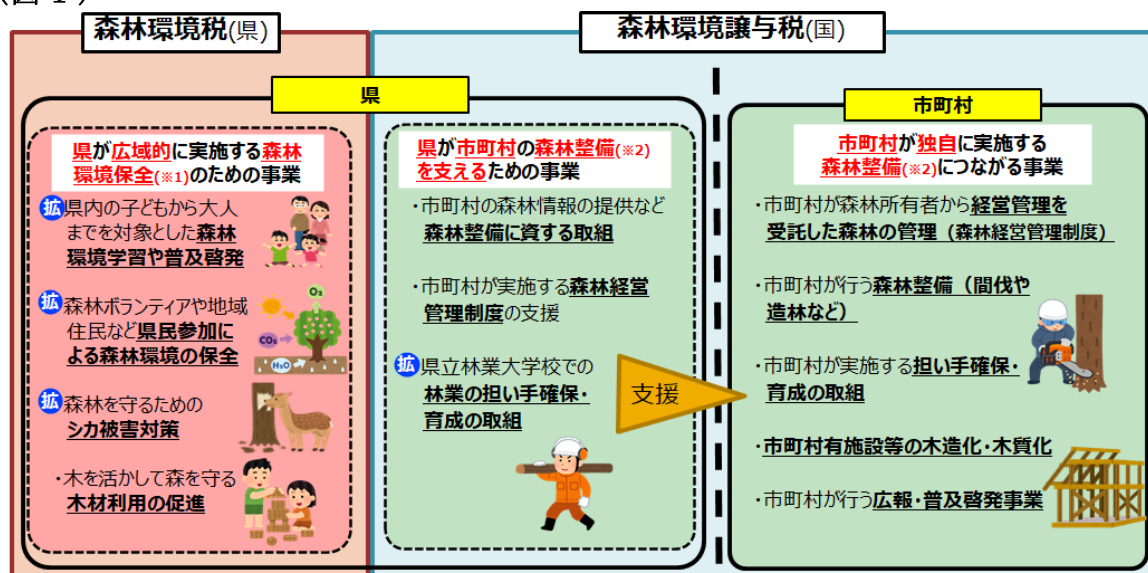
主に市町村の森林整備を側面支援する事業 (間伐等の森林整備を加速するための森林情報の提供、担い手育成、伐採後の植林を進める仕組みづくりなど)に使用します。

【市町村の森林環境譲与税 (国→市町村)】

各市町村の判断により幅広く活用可能ですが、大部分は間伐などの森林整備に使用されており、今後も増加する見込みです。

○ 県の森林環境税と国からの森林環境譲与税について、令和5年度からの考え方を整理すると図1になります。それぞれの税をフル活用して、森林保全・整備の取り組みを進めます。

(図1)



県では、森林環境保全(※1)と森林整備(※2)を次のとおり区分しています。
 (※1)森林環境保全は、森林の有する公益的機能(水源かん養、国土保全など)の低下を予防するための取組を行うこと。
 (※2)森林整備は、森林資源を充実させることを主な目的として行う間伐や植林などの森林施業。

こうした状況を踏まえ、これまで県民の皆さまにご負担いただいている森林環境税に関して、皆さまのご意見をもとに、今後のあり方を考えていくこととしています。

設問への回答により、ご意見をお聞かせください。

貴社名を教えてください。

()

問1 貴社の従業者数を教えてください。

- | | | | | | |
|---|--------|---|--------|---|--------|
| 1 | 1～9人 | 2 | 10～29人 | 3 | 30～49人 |
| 4 | 50～99人 | 5 | 100人以上 | | |

問2 貴社の資本金等の額を教えてください。

- | | | | |
|---|---------------------|---|----------------|
| 1 | 50億円を超える | 2 | 10億円を超え、50億円以下 |
| 3 | 1億円を超え、10億円以下 | 4 | 1千万円を超え、1億円以下 |
| 5 | 1～4以外の法人、人格のない社団・財団 | | |

問3 高知県内での貴社の主たる事業所のある市町村を教えてください。

(市 ・ 町 ・ 村)

問4 貴社の業種を教えてください。

- | | | | | | | | |
|---|---------|---|----------|---|--------|---|-------|
| 1 | 建設業 | 2 | 製造業 | 3 | 電気ガス水道 | 4 | 運輸通信業 |
| 5 | 卸売小売飲食業 | 6 | 保険金融不動産業 | 7 | サービス業 | | |
| 8 | その他 () | | | | | | |

問5 貴社は県内に森林を所有されていますか？

- | | | | |
|---|--------|---|---------|
| 1 | 所有している | 2 | 所有していない |
|---|--------|---|---------|

問6 貴社が主体となり行う森林環境保全活動について、現在取り組んでいるもの及び今後新たに取り組みたいものを、それぞれ当てはまるもの全てに○印をおつけください。

	活 動 内 容	現在取り組んでいるもの	今後新たに取り組みたいもの
1	自社の所有する森林で、社員の環境教育の場として森づくりに取り組む		
2	自社の所有する森林を県民（森林ボランティア等）に開放し、森づくりに取り組む		
3	森林の所有者と協定を締結し、その森林で社員や顧客などと環境貢献活動として森づくりに取り組む		
4	社員のサークル活動として、森林ボランティア団体を結成し、森づくりに取り組む		
5	森林を購入し、自ら森づくりに取り組む（森林組合等への委託を含む）		
6	森林ボランティア団体の活動支援等を通して、森づくりに取り組む		

（ その他： ）

問7 森林の保全や整備のため、取り組むべき又は充実すべきだと考える事業はどれですか。当てはまるものすべてに○印をおつけください。

なお、アンケート調査票記入の際には、同封のパフレット「こうちの山を守り、森林を育てる。森林環境税」を参考にしてください。

- 1 間伐などによる森林整備への支援
- 2 地域住民等の組織による里山林の保全や利活用等の取組への支援
- 3 シカによる被害から森林環境を守る対策への支援
- 4 森林保全ボランティア団体などの活動への支援
- 5 将来を担う子どもたちを対象とした森林環境学習などへの支援
- 6 公共的な施設などへの木材利用の推進への支援
- 7 森づくりへの理解と参加を促す広報や情報発信
- 8 その他（ ）

問8 問7に記載する事業以外に、森林環境税で取り組んだ方がよいと思われるものがございましたら、ご記入ください。

（ ）

問9 県では、森林・林業に関わる様々な課題に対応するためには、県の森林環境税と国の森林環境譲与税との使い道を（図1）のように整理し、2つの税を最大限活用することが必要と考えております。

令和5年度以降も県の森林環境税も継続（5年間）することについて、どのように考えますか。

- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対
- 5 別の考えがある

[]

【問10から問11は、問9で「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「別の考えがある」を選ばれた企業様への質問です。】

問10 森林環境税は、県民、企業ともに年額500円としていますが、同様の税を導入した他県では、企業に対し資本金等の額の区分に応じた定率（均等割の5～11%）の負担としている県があります。企業の負担について貴社の考えをお聞かせください。

- 1 県民、企業とも同額の負担でよい
- 2 企業の規模に応じた負担でよい
- 3 わからない
- 4 その他（)

[理由等：]

問11 問10で「企業の規模に応じた負担でよい」を選ばれた企業にお聞きします。貴社は、どの程度の負担が妥当と考えますか？ 当てはまるものに○印をつけてください。（次ページ表1の資本金別の税額試算表をご参照ください）

- 1 法人県民税均等割の5%
- 2 法人県民税均等割の6%
- 3 法人県民税均等割の7%
- 4 その他（)

[理由等：]

表 1 : 定率課税による 1 法人当たりの森林環境税の課税額

法人などの区分	均等割額	現行の森林環境税額	均等割税額に所定の率を乗じた場合の森林環境税試算額		
			5 %	6 %	7 %
資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80 万円	500 円	40,000 円	48,000 円	56,000 円
10 億円を超え、50 億円以下である法人	年額 54 万円	500 円	27,000 円	32,400 円	37,800 円
1 億円を超え、10 億円以下である法人	年額 13 万円	500 円	6,500 円	7,800 円	9,100 円
1 千万円を超え、1 億円以下である法人	年額 5 万円	500 円	2,500 円	3,000 円	3,500 円
上記以外の法人、人格のない社団・財団	年額 2 万円	500 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円

自由記述欄:「今後の森林環境税のあり方」について、ご意見・ご要望などがございましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

